

令和7年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

里山林の整備と利用に対する助成（林野庁事業）

交付金の特徴

①対象となる活動は、面的な森林整備

森林整備とは、森林を育成するために行う植林、下刈り、木竹の除間伐等です。

※ 整備する森林の資源活用も必ず実施してください。

②対象となる場所は、里山林（林業経営が成立しづらい森林）

雑木林や竹林はもちろん人工林も対象になります。

③交付の期間は、原則として3年間

一度採択を受けたら原則3年間にわたって交付金が継続されます。（申請は年度毎に必要）

④整備した森林の活用全額を活動に要する人件費（日当）として使える




活動に要する消耗品費（ヘルメット、ノコギリ、防護具等）、資機材費（チェーンソーや刈払機等）、傷害保険の保険料等も対象になります。

活動メニュー（注）交付単価は年額。交付金額の上限は1組織当たり年500万円。

主たる活動（必須。いずれか1つ以上を必ず実施。）

①地域活動型 （森林資源活用）	②地域活動型 （竹林資源活用）	③複業実践型
 <p>地域住民等の連携による里山林の整備と利用</p> <p>1年目 120,000円/ha 2年目 116,000円/ha 3年目 112,000円/ha</p>	 <p>地域住民等の連携による竹林の整備と利用</p> <p>1年目 332,000円/ha 2年目 304,000円/ha 3年目 276,000円/ha</p>	 <p>半林半X等による本格的な森林資源の活用</p> <p>1年目 191,000円/ha 2年目 176,000円/ha 3年目 162,000円/ha</p>

従たる活動（必要に応じて選択）

④機能強化	⑤関係人口創出・維持	⑥資機材等整備	⑦活動推進費
 <p>歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修 (800円/年・m)</p>	<p>地域外関係者を受け入れて主たる活動を実施するための次の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域外関係者との活動内容の調整 ・地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備等 <p>(50,000円/年)</p>	 <p>活動に必要な資機材・施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/2以内 チェーンソー、刈払機、チップパー、ウィンチ等 ・補助率1/3以内 林内作業車、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋 	 <p>現地の林況調査、計画実施のための話し合い等 (38,000円/年)</p>

活用例 地域の課題・困りごとの解決に役立ちます。

地域の課題・困りごと	交付金を使った整備例	森林資源の活用例
竹林が枯れた竹で覆われて 地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄、山火事、土砂崩れ が心配だ。隣の 農地や宅地にも竹が侵入 して困る。森林に竹が侵入し、そこに生育する 樹木が枯死 してしまった。	倒れた竹や枯れた竹を片付けて、美しく健康な竹林を取り戻し、隣地への竹の侵入を防止する。森林に侵入した竹を除去して樹木を救出する。	タケノコを収穫して構成員が自家消費するほか、地元の直売所で販売。地域の竹細工の愛好者グループに竹材を提供。竹チップを農家等に販売。
森林がササや灌木の 藪に覆われ、地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄 も心配だ。藪にイノシシが棲みつき、農地や住宅等への 獣害の温床 となっている。林床植物や昆虫が乏しくなり、 生物多様性が低下 している。	ササや灌木を刈払って景観を改善し、見通しのよい森林にする。森林の藪を刈払ってイノシシが棲みつかないようにする。改善した状態を維持するため、雑草木の刈払いと落ち葉かきを継続し、明るくて林床植物が豊かな雑木林に再生させる。	刈り払った草木とかき集めた落ち葉等を使って堆肥を作り、構成員、農家、家庭菜園愛好者等に販売または配布。
長年にわたり間伐や枝打ち等の管理がなされていないので、倒木や枯損木が多く、台風や大雨のたびに 倒木、落枝、土砂流出、鉄砲水 等の被害が心配だ。	間伐や枝打ちを行い、倒木や落枝の発生を防ぎ、地面の草を発達させて土砂流出の防止を図る。倒木や枯損木を処理し、鉄砲水の防止を図る。	間伐材を土留めや作業道の資材として林内利用、薪に加工して構成員や薪ストーブ愛好者に販売または配布。

募集説明会・現地相談会

募集説明会（ご都合の良い日時を選び、お申し込みください。折り返し Zoom の URL を返信します。）

開催日	時間帯		
令和 7 年 4 月 22 日 (火)	10 時～11 時	15 時～16 時	19 時～20 時
令和 7 年 4 月 23 日 (水)	10 時～11 時	15 時～16 時	19 時～20 時

個別相談会（機構会議室における対面式もしくはオンラインで開催します。）

現地相談会（制度の説明のほか、申請予定地の G P S 計測、モニタリング調査の初回調査、数値目標の検討等、申請に必要な作業をお手伝いします。）

報告の事務はコツをつかめば簡単 毎年 2 月末日までに報告して下さい。

ポイント 1 毎回、作業者の**集合写真**を撮影する。集合写真は**参加人数を確認**できるように撮影。

ポイント 2 **作業前・作業中・作業後の写真**は、林相が同じ森林につき、**年度内に 1 枚ずつ提出**。作業前と作業後と比較して、今年度の成果（森林の状態変化）が比較できるように撮影。

ポイント 3 交付金は原則として**活動参加者の日当**として支払う。支払方法は様々ですが、活動日ごとの出席者が分かる「出席表」を領収書とし、年度末にまとめて日当を払うと事務の負担が減ります。

申請できる組織は？

東京都、埼玉県及び神奈川県内の里山林を保全・利用する活動組織。里山林整備に参加する地域住民や森林所有者など**3名以上で構成**されること。3名以上の従業員で構成する法人も可能です。

申請の締切日等

申請の締切日（受理日）	活動着手可能日
5月23日（金）	7月1日（火）

（注 1）締切日までに申請書を提出できなかった場合、不採択となった場合等は、締切日以降も次年度の申請希望として申請書を受け付けます。予算枠に空きが生じた場合には、次年度の申請希望者の中から繰り上げて採択する場合があります。次年度の申請希望は林野庁に対する要望額に反映させていただきます。

（注 2）報告書の提出期限は令和 8 年 2 月 28 日です。

詳細は当機構のホームページから募集要領と申請書様式等をダウンロードしてご覧下さい。 <http://www.kouryu.or.jp/service/satoyama.html>

お問合せ先 ご相談は随時受付

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 45 番地 神田金子ビル 5 階
 一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 里山林活性化多面的機能発揮対策事務局
 TEL: 03-4335-1985（土日祝休日を除く平日 9:30～12:15、13:00～17:45）
 FAX: 03-5256-5211 E-Mail: satoyama@kouryu.or.jp

